

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-1

(独立行政法人環境再生保全機構)

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
		該 当 な し									

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

(独立行政法人環境再生保全機構)

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

(独立行政法人環境再生保全機構)

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
「平成25年度海外 派遣研修(長期 コース)」の企 画・運営業務	独立行政法人環境 再生保全機構 契約担当職 理事 今井 辰三 神奈川県川崎市幸 区大宮町1310	平成25年9月13日	公益社団法人日本環 境教育フォーラム 理事長 岡島 成行 東京都新宿区新宿5- 10-15ツインズ新宿 ビル4F	一般競争入札 (総合評価)	9,513,000	7,873,219	82.76	公社	国所管	2	
地球環境基金創設 20周年事業シンポ ジウム及び助成団 体活動報告会設 営・運営業務	独立行政法人環境 再生保全機構 契約担当職 理事 今井 辰三 神奈川県川崎市幸 区大宮町1310	平成25年10月7日	公益財団法人水と緑 の惑星保全機構 理事長 広中 和歌 子 東京都港区西新橋1- 1-3東京桜田ビル	一般競争入札	7,337,400	6,405,000	87.29	公財	国所管	3	
「記録で見る大気 汚染と裁判」ホー ムページのシステ ム移行等業務	独立行政法人環境 再生保全機構 契約担当職 理事 栗山 俊勝 神奈川県川崎市幸 区大宮町1310	平成26年2月4日	公益財団法人日本科 学技術振興財団 理事長 榊原 定征 東京都千代田区北の 丸公園2-1	一般競争入札	10,066,170	9,146,292	90.86	公財	国所管	2	複数年契約 (5年)

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

(独立行政法人環境再生保全機構)

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方 法書又は会計規定等の根拠規定 及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(25年度分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
地球・人間環境フォーラム	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	4,300,000		12/20、3/24、4/30		特財	国所管
国際環境技術移転センター	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	3,200,000		8/30、10/24、12/27、4/30		公財	国所管
長尾自然環境財団	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	5,891,000		8/30、10/31、12/27、4/30		公財	国所管
日本国際フォーラム	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	2,074,000		8/30、3/31、4/30		公財	国所管
オイスカ	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	2,993,000		8/30、3/24		公財	国所管
環日本海環境協力センター	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	1,536,000		4/30		公財	国所管
キープ協会	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	3,000,000		8/23、10/24、12/20、3/24、4/30		公財	国所管

公害地域再生センター	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	2,701,000		4/30		公財	国所管
国際湖沼環境委員会	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	3,500,000		8/30、10/24、12/20、3/24、4/30		公財	国所管
日本環境協会	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	3,200,000		8/30、12/20、3/31、4/30		特財	国所管
日本自然保護協会	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	4,345,000		12/27、4/30		公財	国所管
日本生態系協会	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	3,021,000		10/31、12/20、3/24、4/30		公財	国所管
日本自然保護協会	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	3,963,000		12/27、4/30		公財	国所管
日本マレーシア協会	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	2,443,000		12/27、3/24、4/30		特社	国所管
環境生活文化機構	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	1,238,000		8/23、10/24、12/20、3/24、4/30		公社	国所管
日本環境教育フォーラム	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(25年度助成事業)	2,887,000		8/23、10/24、12/27、3/24、4/30		公社	国所管
日本植物園協会	民間団体(NGO・NPO等)が行う環境保全活動への助成金(24年度助成事業)	2,802,000		4/30		公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。